

公益社団法人青森県診療放射線技師会管理士分科会規程

第1章 総則

(根拠)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31に基づき定める。

(名称)

第2条 本会に次の分科会を置く。
(1) 放射線管理士分科会
(2) 放射線機器管理士分科会

第2章 放射線管理士分科会

(目的)

第3条 放射線管理士分科会は、放射線利用施設における適正な放射線管理、医療施設における医療被ばくの低減、さらには放射線事故等の緊急被ばくから国民の安全を確保するという放射線管理士の理念を通じて、青森県民の公衆衛生の向上及び保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 放射線管理士分科会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 青森県民に対する放射線安全利用の知識の普及啓発に関する事業
(2) 放射線の障害防止及び管理技術の指導普及に関する事業
(3) 医療被ばく低減に向けた調査研究に関する事業
(4) 緊急被ばく時の対応態勢整備に関する事業
(5) 放射線管理士に対する教育訓練に関する事業
(6) その他、放射線管理分科会の目的達成に必要な事業

第3章 放射線機器管理士分科会

(目的)

第5条 放射線機器管理分科会は、医療施設において適正な医療を確保するため、診断及び治療にかかわる医療画像機器や治療装置の性能を維持し、又は安全を確保するという放射線機器管理

士の理念を通じて、青森県民の公衆衛生の向上及び保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 放射線機器管理分科会は、前条の各項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術研究発表、学術講演会等の開催に関する事業
- (2) 放射線関連機器等に関する調査研究に関する事業
- (3) 放射線機器管理士に対する教育訓練に関する事業
- (4) その他、放射線機器管理士分科会の目的達成に必要な事業

第4章 分科会会員

(分科会会員)

第7条 分科会会員は、次の本会会員をもって構成する。

- (1) 放射線管理士分科会は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「日放技」とする）が認定する放射線管理士をもって構成する。
- (2) 放射線機器管理士分科会は、日放技が認定する放射線機器管理士をもって構成する。

(入会)

第8条 分科会会員は、前条各号に定めた要件となっている資格を日放技が認定したことを、各幹事会が確認をしたときに、それぞれの分科会に入会となる。

(退会)

第9条 当該会員が分科会会員の要件である認定資格が取り消されたことを当該幹事会が確認したときは、当該分科会を退会する。

(会員資格の停止)

第10条 分科会会員の要件である認定の資格停止を受けている時は、分科会会員の資格を停止する。

第5章 役員等

(種別及び選任)

第11条 各分科会に幹事 若干名（ただし5名以上）をおく。

- 2 幹事のうち1名を分科会会長とし、1名を副分科会会長とする。
- 3 幹事は、分科会会員から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第12条 分科会会長は、分科会を代表し、会務を統括する。

- 2 副分科会会長は、分科会会長を補佐し、分科会会長に事故があるとき、又は分科会会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行を決定処理する。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第6章 幹事会

(招集)

第14条 幹事会は、分科会会長が招集する。

- 2 分科会会長が欠けたとき、又は分科会会長に事故があるときは、各幹事が幹事会を招集する。

(通知)

第15条 幹事会の招集を行うときは、その会議を構成する者に対し、次の事項を通知しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の目的たる事項及びその内容

(議長)

第16条 幹事会の議長は、幹事会を招集した幹事が行う。

(定足数)

第17条 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合においては、出席したものとみなす。
- 3 会議を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した幹事の氏名
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果

(議決)

第18条 会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(報告)

第19条 分科会会長は、会議開催後遅滞なく、書面をもってその内容を会長に報告しなければならない。

第7章 予算

(予算の提出)

第20条 各分科会の運営は、本会の予算の範囲で行う。

(予算の計上)

第21条 予算案は、事業計画案と併せ、理事会が指定する期日までに各分科会会長が理事会に提出し、本会の予算に計上する。

第8章 規程の変更

(規程の変更)

第22条 この規程は、理事会が各分科会に諮問し、答申を受けた後、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。